

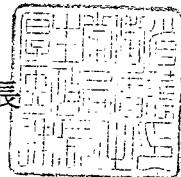


医政看発第0108001号

平成20年1月8日

各都道府県衛生部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」の一部改正について

今般、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）の一部改正に伴い、「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」（平成13年1月5日看発第1号本職通知）の一部を別紙のとおり改正することとしたので御了知願いたい。

## 看護師等養成所の運営に関する手引き

新	旧
第1 (略)	第1 (略)
<b>第2 学則に関する事項</b> 次のような事項について学則の細則を定めること。 <b>例 入学の選考</b> 成績評価及び卒業の認定 健康管理 教職員の所掌事務 諸会議の運営 検定料、入学料、授業料等の金額及び費用徴収の方法	<b>第2 学則に関する事項</b> 次のような事項について学則の細則を定めること。 <b>例 入学の選考</b> 成績評価、進級及び卒業の認定 健康管理 教職員の所掌事務 諸会議の運営 検定料、入学料、授業料等の金額及び費用徴収の方法
第3 (略)	第3 (略)
<b>第4 教員に関する事項</b> 1 (略) <b>2 実習指導教員</b> (1) 実習指導教員は、保健師養成所にあっては保健師、助産師養成所にあっては助産師、看護師養成所にあっては看護師、助産師または看護師、准看護師養成所にあっては保健師、助産師、看護師または准看護師とすること。 (2) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。	<b>第4 教員に関する事項</b> 1 (略) <b>2 その他の教員</b> (1) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。 (2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。
<b>第5 教育に関する事項</b> 1~4 (略) <b>5 助産学実習において、分べん第1期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引</b>	<b>第5 教育に関する事項</b> 1~4 (略)

<p><u>分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1回の分べんとして算入して差し支えないこと。</u></p> <p><u>6 准看護師養成所の講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1時間を60分とすること。</u></p> <p><u>7 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の1割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとすること。</u></p>	<p><u>5 准看護師養成所の講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1時間を60分とすること。</u></p> <p><u>6 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の1割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとすること。</u></p>
第6～10（略）	第6～10（略）